

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の開催について

〔平成22年4月12日  
障がい者制度改革推進会議決定〕

- 1 障がい者制度改革推進会議の開催について（平成21年12月15日障がい者制度改革推進本部長決定）第5項に基づき、障害者に係る総合的な福祉法制の制定に向けた検討（障害者自立支援法をめぐる論点に関する検討を含む。）を効果的に行うため、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（以下「部会」という。）を開催する。
- 2 部会長は、構成員の互選により決定する。
- 3 部会の議事手続及び公開については、障がい者制度改革推進会議の例による。
- 4 部会の庶務は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）その他の関係行政機関の協力を得て、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。